## 第38回 保険者による健診・保健指導等に関する検討会 各委員からのご意見

| 委員名 (敬省略) | ご意見  |
|-----------|--|
| 伊藤彰久      | ○特定健診・特定保健指導は法律により保険者の義務づけられているものであり、保険者に対し保険料によるインセンティブを掛けることは本来適切ではないと考える。 ○2019年度の各実施率に関し、各保険者が合意できる方法により補正を行うことについては、すでに本インセンティブが実施されていることを踏まえ理解する。 ○2020年度の各指標の取扱いについては、秋口をめどに一定の方向性を決定し、その後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて具体化を進めるとの方向性についても理解する。 ○しかし、2019年度と同様に過去の実績を活用し補正を掛けることは実際の取り組みを反映していないこととなる上、保険者・被保険者間の不公平感をもたらしかねない。そのため、インセンティブを継続する際には、感染症拡大防止を伴った新たな実施方法の検討を合わせて行うべきと考える。 ○また、その検討にあたっては、各保険者インセンティブ制度の検討の場にゆだねることが提案されているが、インセンティブ制度の維持が目的化しないよう、オープンな場で検討すべきと考える。 |
| 河本 滋史     | ○資料記載事項について、全保険者共通の取扱いが示されていると考えるが、保険者種別ごとの特性を踏まえた補正については、各WGなどで検討することを各委員に周知頂きたい。   |
| 小松 弘和     | ○資料1の4ページの検討スケジュール中、「(参考) スケジュールの改組」において、「旧検討会」「新検討会」との表記があるが、現在、開催中であることを踏まえ、例えば「検討会(現行)」「検討会(新設)」とするとより分かりやすい。   |
| 津下 一代     | ○議題(1)について:保険者の努力によらない実施率の低下については配慮されるべきと思う。2019年度実施率について目標値との比較が必要なことから、資料1のようにコロナの影響が想定される3月分を補正する形が望ましいと考えられる。2020年度分についてはコロナの状況も踏まえつつ(感染状況の地域差を勘案するか、も含め)、WGで実態に基づいた丁寧な議論をお願いしたい。 ○議題(2)について:保険者を異動しても、本人の手元で健診データを一元管理できることは、PHRとして一歩進んだと評価したい。今回はシンプルなPDFであるが、今後、よりわかりやすい表記法に加工できるようにしてほしい。  |
| 中島 誠      | ○協会けんぽにおいては、後期高齢者支援金の加算減算は直接的に影響するものではないが、加算減算の技術的な対応等についてスピード感をもって検討することに加えて、最近の新型コロナウイルス感染者が増加している状況において、特定健診・特定保健指導をどのように進めていくかについて、国としての方向性をお示しいただきたい。<br>○保健指導が必要な加入者に対して、対面での初回面談が難しい現状があるため、電話等での初回面談を可とするなど、柔軟な対応を検討いただきたい。  |
| 前葉 泰幸     | ○新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた保険者インセンティブの取扱いについては、各保険者の状況<br>を勘案し、柔軟に対応されたい。  |